# 令和5事務年度における相続税の調査等の状況

令和6年12月 沖縄国税事務所

## I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

## Ⅱ 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 贈与税に対する実地調査の状況

## Ⅲ 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

## I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、不正に税金を免れようとしている大口・悪質な事案、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和5事務年度においては、令和4事務年度から、実地調査件数は48件(対事務年度比90.6%)と減少したものの、申告漏れ課税価格は24億4千8百万円(同101.4%)、追徴税額合計は5億6千5百万円(同100.0%)、1件当たりの追徴税額は1,176万円(同110.4%)と増加しました。

## 〇 相続税の実地調査事績

事務年度等 項 目		事務年度等	令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比 <sup>(注2)</sup>
			件	件	%
1		実地調査件数	53	48	90.6
	<b></b>	->	件	件	%
2	甲台	<b>告漏れ等の非違件数</b>	50	46	92.0
		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	94.3	95.8	1.5
	_		件	件	%
4	重加算税賦課件数		6	3	50.0
(5)	重加算税賦課割合 (④/②)		%	%	ポイント
			12.0	6.5	<b>▲</b> 5.5
	(注1)		百万円	百万円	%
6	Ħ	5告漏れ課税価格	2,414	2,448	101.4
	<b>⑥</b> のうち		百万円	百万円	%
7	重	加算税賦課対象	241	60	25.0
			百万円	百万円	%
8		本税	485	500	103.2
	追 徴		百万円	百万円	%
9	税	加算税	80	64	80.5
	額	合計	百万円	百万円	%
10			565	565	100.0
	1実件地	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
(11)		(⑥/①)(注1)	4,554	5,099	112.0
	当調た	追徴税額	万円	万円	%
12	た り 査	(1)	1,066	1,176	110.4

<sup>(</sup>注1) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額(相続時精算課税適用財産価額を含む。)から、被相続人の債務・葬式 費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

<sup>(</sup>注2) 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

### 2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り 等がある申告を是正するなどの接触(以下「簡易な接触」といいます。)の手法も活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

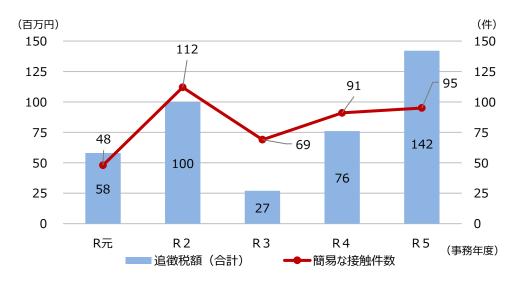
令和5事務年度においては、令和4事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は95件(対前事務年度比104.4%)、申告漏れ等の非違件数は53件(同132.5%)、追徴税額合計は1億4千2百万円(同187.5%)、1件当たりの追徴税額は149万円(同179.6%)といずれも増加ました。

#### 〇 相続税の簡易な接触の事績

事務年度等 項 目			令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
1	簡易な接触件数		件	件	%
			91	95	104.4
			件	件	%
2	申告漏れ等の非違件数 		40	53	132.5
			百万円	百万円	%
3	甲·	告漏れ課税価格	1,975	1,610	81.5
	\4	本税	百万円	百万円	%
4			73	137	188.0
	追徴税	<b>2</b> <del>2</del> 4√	百万円	百万円	%
(5)		加算税	3	5	177.0
	- 額		百万円	百万円	%
6		合計	76	142	187.5
	1簡件易	1 簡 申告漏れ課税価格	万円	万円	%
7		(3/1)	2,170	1,695	78.1
	当なった接	> かんびとかす	万円	万円	%
8	り触	(6/1)	83	149	179.6

(注) 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

### 〇 相続税の簡易な接触の事績の推移



## Ⅱ 調査に係る主な取組

## 1 無申告事案に対する実地調査の状況

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

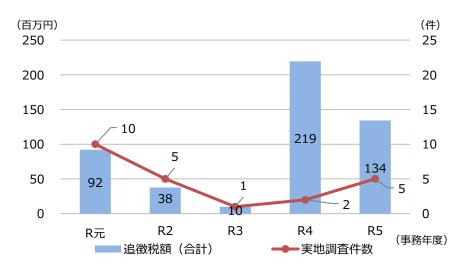
令和5事務年度においては、実地調査件数は5件(対前事務年度比250.0%)、申告漏れ課税課価格は8億9千8百万円(同114.4%)と増加しました。

### 〇 無申告事案に対する実地調査の状況

]	事務年度等項目		令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
1	実地調査件数		件 2	件 <b>5</b>	250.0
2	申告漏れの非違件数		件 2	件 5	250.0
3	非違割合 (②/①)		100.0	% 100.0	ポイント <b>0.0</b>
4	申告漏れ課税価格		百万円 <b>785</b>	百万円 <b>898</b>	% 114.4
(5)	追	本税	百万円 <b>183</b>	百万円 <b>112</b>	61.3
6	徴 税	加算税	百万円 36	百万円 <b>22</b>	60.7
7	額	合計	百万円 219	百万円 <b>134</b>	% 61.2
8	1実件地	申告漏れ課税価格 (④/①)	<sub>万円</sub> 39,248	<sup>万円</sup> 17,954	45.7
9	当たり	追徴税額 (⑦/①)	лд 10,968	<sub>万円</sub> 2,684	% 24.5

(注) 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

### 〇 無申告事案に係る調査事績の推移



## 2 贈与税に対する実地調査の状況

相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和5事務年度においては、実地調査件数は36件(対前事務年度比78.3%)、申告漏れ課税価格は1億5百万円(同44.0%)でした。

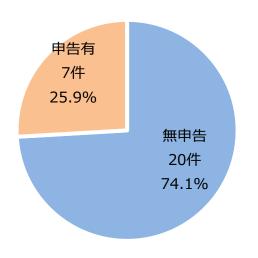
### 〇 贈与税事案に対する実地調査の状況

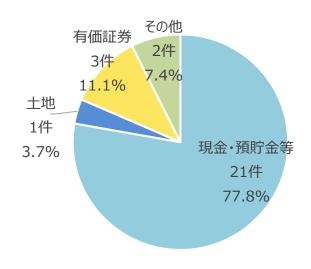
Į	<b>頁目</b>	事務年度等	令和4事務年度	令和5事務年度	対前事務年度比
1		実地調査件数	件 46	件 36	<sup>%</sup> 78.3
2	申告	漏れ等の非違件数	件 46	件 <b>27</b>	58.7
3	申	告漏れ課税価格	百万円 240	百万円 <b>105</b>	44.0
4		追徴税額	百万円 66	百万円 <b>25</b>	37.6
(5)	1実件地	申告漏れ課税価格 (3/1)	万円 <b>521</b>	万円 <b>293</b>	56.2
6	ョ っ っ か 査	追徴税額 (④/①)	万円 <b>144</b>	万円 <b>69</b>	48.0

(注) 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合もある。

### 〇 申告漏れ等の非違件数の状況

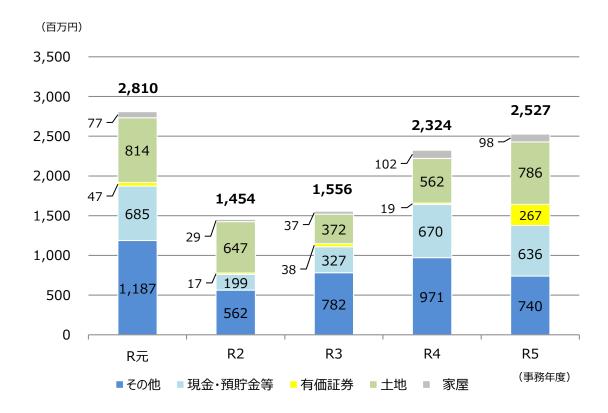
### 〇 調査事績に係る財産別非違件数





# Ⅲ 参考計表

## 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



## 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

